

令和 6 年司法試験結果に対する会長声明

- 1 本年 11 月 6 日に発表された令和 6 年司法試験最終合格者数は 1 5 9 2 人であった。平成 2 8 年以降の司法試験受験者数・合格者数・合格率の推移は下図のとおりである。



2 司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）である。上記判定を行う司法試験委員会は、司法試験受験者に法曹として必要な学識及びその応用能力があるか否かの判定を厳正に行わなければならない。

平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験最終合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする方針を決定する一方、「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの取りまとめは、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。」とし、質の確保が合格者数1500人維持に優先することを明らかにした。

3 その後、平成28年以降の司法試験受験者数、短答式試験合格者数、最終合格者数、対受験者短答式合格率、対受験者最終合格率は上図のとおりとなった。昨年まで司法試験受験者数、短答式試験合格者数が年々減少してきたのに対し、最終合格者数は相対的に緩やかな減少にとどまってきた結果、受験者に占める最終合格者の割合は、平成28年の22.95%から昨年の45.34%へとほぼ倍増した。この間に司法試験制度に大きな変更点はなく、このような異常な合格率の増加は、質の確保より1500人の数値目標に近付けることを優先させた結果と推認せざるを得ない。

昨年は法科大学院在学中受験資格が新設されて受験者数が大幅に増加した一方、合格者を前年並みとしたため1781人もの合格者数となったが、本年も受験者数が減ったとはいえ昨年の合格率を維持するだけで約1700人もの合格者となるおそれがあった。そこで当会は、「2024年度（令和6年度）司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明」において、「平成28年度以降の合格率の上昇は明らかに不自然で、これまで合格者数維持のために合格水準を下げ続けてきたと思われるから、本年度も合格者を昨年度並みとして約1700人もの合格者を出すようなことはあってはならな

い。」と警鐘を鳴らした。結果は冒頭述べたとおり1592人合格、対受験者最終合格率は42.1%となったが、合格者数、合格率ともに減少幅はなお不十分である。

- 4 近年、司法試験合格者の大幅増員が続いてきた一方で、各種統計上、この20年間で見れば弁護士一人あたりの収入は大幅な減少傾向にある。弁護士を取り巻く環境は年々厳しくなり、法科大学院の経済的、時間的負担などの問題もあいまって、有為な人材が法曹界を敬遠する傾向が続いている。平成30年度以降の実施が見送られた法科大学院適性試験は、平成15年度の開始から平成29年度まで受験者数は減少の一途であった。また、法科大学院の入学者数も、令和4年度に前年の1724人から1968人に増加し、令和5年度も1971人、令和6年度2076人とやや増加しているが、ピークだった平成18年度の5784人からは大きく減少したままである。

他方、予備試験合格資格に基づく受験者の司法試験合格率は92.8%と法科大学院修了資格に基づく受験者の合格率22.7%、法科大学院在学中受験者の合格率55.2%を圧倒しているが、令和6年の予備試験受験者は1万2569人と前年の1万3372人から減少した。法科大学院在学中受験資格の新設により、法科大学院在学中に予備試験を受験する者が減少し、また狭き門である予備試験ではなく法科大学院を選択する者が増加した可能性はあるが、いずれにしても全体として法曹の人气が回復傾向にあるとはいえない。優れた人材が供給されず、試験による選抜機能も働かなければ、法曹の質の確保は困難である。

- 5 平成19年から平成25年まで毎年2000人を超える司法試験合格者を輩出し続け、その後も平成31年（令和元年）まで1500人以上を維持してきた結果、弁護士数は既に過剰となっている。今後当分の間、死亡、高齢による引退等での弁護士の自然減は多くとも毎年500人程度であろうから、本年のような大量合格はより一層需給バランスを失わせることになる。これを放置すれば、質の低下のみならず、経営難を原因とする弁護士による不祥事の増加や、公益的活動や経済的に見合わない事件の担い手不足などにより、弁護士に対する社会的信頼が損なわれることも懸念される。そのよう

な事態となったとき、最終的に不利益を受けるのは利用者である市民である。

- 6 当会は、平成23年2月10日の定期総会において、司法試験合格者数激増によって生じた様々な歪みと弊害を是正すべく「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」をした。その後、毎年、毎年の最終合格者数の発表を受けて、1000人以下に減員するよう求める会長声明を繰り返し発してきた。

今後も更に本年のような大量の合格者を輩出することは、質的側面、量的側面いずれからみても到底許容することはできない。

- 7 よって当会は政府に対し、改めて司法試験合格者数を1000人以下とするよう強く求める。

以 上

2024年（令和6年）12月23日

千葉県弁護士会

会長 島 田 直 樹

